

公告

県営住宅の管理代行について

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 47 条に基づき、長野県長野建設事務所及び長野県松本建設事務所が所管する県営住宅の管理を、長野県住宅供給公社が管理代行者として下記のとおり行うこととなりましたので公告します。

平成 31 年 3 月 27 日

長野県住宅供給公社
理事長 太田 寛

記

1. 長野県に代わって県営住宅の管理を行う者の名称

長野県住宅供給公社 理事長 太田 寛

2. 長野県に代わって管理を行う県営住宅

「県営住宅に関する条例（昭和 35 年 10 月 13 日条例第 33 号）第 2 条に規定する県営住宅のうち次に掲げる県営住宅
（長野建設事務所管内）

団 地 名	位 置
高ヶ原	千曲市屋代
稲荷山	千曲市稲荷山
黒彦	千曲市若宮
町横尾	坂城町南条
村上	坂城町網掛
六角堂	須坂市須坂
旭ヶ丘	須坂市旭ヶ丘
旭ヶ丘第 2	須坂市旭ヶ丘
相之島	須坂市北相之島
松川	小布施町中松
柳町	長野市三輪五丁目・大字三輪
犀北	長野市安茂里
吉田広町	長野市吉田二丁目
浅川	長野市浅川五丁目
駒沢新町	長野市上駒沢
駒沢新町第 2	長野市徳間

若槻	長野市若槻団地
若槻第2	長野市若槻団地
湯谷第2	長野市上松五丁目
柳原	長野市柳原
小市南	長野市安茂里小市三丁目
篠ノ井第4	長野市篠ノ井御幣川
庄ノ宮	長野市篠ノ井塩崎
みこと川	長野市みこと川
東条	長野市松代町東条
金井山	長野市松代町柴
サンコーがましま	長野市真島町真島
御厨	長野市川中島町御厨
古森沢	長野市川中島町今里
青木島	長野市青木島町大塚
若穂	長野市若穂保科
白塚	長野市若穂保科
鳥居	長野市豊野町大倉
黒姫	信濃町柏原

(松本建設事務所管内)

団地名	位置
浅間	松本市浅間温泉
蟻ヶ崎	松本市蟻ヶ崎三丁目
小宮	松本市島内
双葉第1	松本市双葉
双葉第2	松本市双葉
南松本	松本市芳野
二子	松本市笹賀
笹部	松本市笹部三丁目
笹部弥生	松本市南原二丁目
高宮	松本市高宮中
寿	松本市寿台五丁目
豊丘	松本市寿豊丘
並柳	松本市並柳
三溝	松本市南原
北原	松本市北原
君石	塩尻市片丘君石
大門	塩尻市大門六番町
細萱	安曇野市豊科南穂高
アルプス	安曇野市豊科田沢
駅西	安曇野市豊科
見岳町	安曇野市豊科南穂高

吉野	安曇野市豊科
東原	安曇野市三郷温
みどりヶ丘	安曇野市明科七貴
青木花見	安曇野市穂高北穂高
穂高	安曇野市穂高柏原
柏原	安曇野市穂高柏原

3. 長野県に代わって行う県営住宅の管理の内容

次に掲げる事務

(1) 県営住宅等に関する条例に基づく事務

県営住宅に関する条例の条項	事務の内容
第3条、第4条第1項	入居者の公募に関する事務
第5条	入居申請の受理に関する事務
第4条、第6条第1項及び第3項	入居者の選考及び入居許可に関する事務
第6条第2項	補欠入居選考予定者の選定及び順位付けに関する事務
第8条	入居申込者への通知に関する事務
第9条第1項各号列記以外の部分	入居すべき日の指定に関する事務
第9条第2項	入居すべき日の変更に関する事務
第9条第3項	入居の許可の取消しに関する事務
第9条の2	暴力団員の同居の不承認に関する事務
第9条の3	暴力団員の承継の不承認に関する事務
第13条第1項	明渡しの日の認定に関する事務
第15条第1項	入居者の修繕又は費用負担の選択に関する事務
第19条	明渡し検査の職員の指定に関する事務
第23条第1項	高額所得者への明渡し請求に関する事務
第23条第3項	高額所得者への明渡し期限の延長に関する事務
第23条の3第1項	暴力団員への明渡し請求に関する事務
第25条第1項	共同施設（集会所及び駐車場）の使用許可に関する事務
第27条第1項	県営住宅の検査及び入居者に対する指示に関する事務

(2) 公営住宅法に基づく事務

公営住宅法による条項	事務の内容
第21条	県営住宅及び附帯施設等の修繕等に関する事務
第27条第3項	用途変更の承認に関する事務
第27条第4項	模様替え及び増築の承認に関する事務
第27条第5項	同居承認に関する事務
第27条第6項	承継承認に関する事務
第32条第1項	入居者に対する明渡し請求に関する事務

第 32 条第 5 項	入居者に対する明渡し請求の通知に関する事務
第 33 条	公営住宅監理員の設置に関する事務
第 34 条	収入状況の報告の請求等に関する事務

(3) 県営住宅の管理に関して上記以外を併せて行う業務

家賃、敷金、滞納家賃等の収納に関する事務
収入調査に関する事務
申告書等の取次ぎ及び通知等の送付に関する事務
その他県営住宅の管理に必要な事務

4. 長野県に代わって県営住宅の管理を行う期間

平成 31 年 (2019 年) 4 月 1 日 から平成 36 年 (2024 年) 3 月 31 日